

昭和二十四年十月中官報物価号外目録

告示

●通商産業省、物価庁
三 ガス事業主任技術者免状交付
規程指定
●物価庁

(主要食品)
七九五 碎麦及び碎麥の販売価格の統
制額指定
七九六 碎マイヨ及び濃麥の販売価格
の統制額指定
八七二 昭和二十三年八月三十一日物
價庁告示第七百八十一号中改
正
八七三 飼料等の販売価格の統制額指
定中改正
八七四 昭和二十三年八月三十一日物
價庁告示第七百八十一号中改
正
八七五 飼料等の販売価格の統制額指
定中改正

(生鮮食品)
七九七 冷蔵原料の販売価格の統制額
指定中改正
八二三 鮮魚類の販売価格の統制額指
定中改正
八二四 鮮魚類を加工したものの販売
価格の統制額指定
八二五 加工水産物の販売価格の統制
額指定中改正
八二六 同上
八六七 鮮魚類同上

(工業食品)
八七六 油類の販売価格の統制額指
定中改正
八七七 生シヤムの販売価格の統制額指
定中改正
八七八 食料品類同上
八七九 食料品類同上
八八〇 動植物油脂等及人造バター
の販売価格の統制額指定

(特産物)
七九八 園芸及び農産品の販売価格の
統制額一時適用停止
八〇一 農機具の販売価格の統制額指
定
八〇四 昭和二十四年以降産の麻類同
上
八五〇 蠶糸類同上
八五三 塩漬の販売価格の統制額指
定
八六六 内地産アベマキ樹皮及び同五
倍子同上
(動力)
八八二 石油の販売価格の統制額指
定中改正
八八三 特殊規格石油同上
(金銀)
七九三 鋼地金の販売価格の統制額
指定
八八〇 盤石の販売価格の統制額指
定
八八一 満庵鉱石同上
(機械器具)
八二〇 汎用三相交流誘導電動機等の
販売価格の統制額指定
八四七 針布及び同部分品の販売価格
の統制額指定
八五五 統制額停止物品指定 (船舶用
内燃機関等)
八八四 鋳型、鋳型定義、台等の販売
価格の統制額指定
八八五 圧延用ロール同上
(化学製品)
七九二 液体塩素及び硝酸の販売価格
の統制額指定
八二一 タンニンエキス販売価格の
統制額指定中改正
八三七 硝酸銀の販売価格の統制額指
定
八四九 塩化カリ同上
八五六 統制額停止物品指定 (硝酸ア
メル等)

自第八十七号

凡例

件名上の数字は告示番号
件名下の数字は上段は頁数、下段は日
()内の数字は号外番号

八五七	昭和二十二年六月十日物價庁 告示第二百八十三号中改正	八五七	昭和二十二年六月十日物價庁 告示第二百八十三号中改正
八五九	管解アセチレンの販売価格の 統制額指定	八五九	管解アセチレンの販売価格の 統制額指定
八九二	塔成燐肥及び固型肥料同上	八九二	塔成燐肥及び固型肥料同上
七九八	ベニシリンの販売価格の統制 額指定	七九八	ベニシリンの販売価格の統制 額指定
八〇二	バルブの販売価格の統制額指 定中改正	八〇二	バルブの販売価格の統制額指 定中改正
八二〇	ゴムホース同上	八二〇	ゴムホース同上
八二三	医薬品(加香ヒマシ油)の販売 価格の統制額指定	八二三	医薬品(加香ヒマシ油)の販売 価格の統制額指定
八二五	医薬品(チアスターゼ、アル コール等)同上	八二五	医薬品(チアスターゼ、アル コール等)同上
八三三	育商用加工溼床紙の販売価格 の統制額指定中改正	八三三	育商用加工溼床紙の販売価格 の統制額指定中改正
八三五	ルーヒン類同上	八三五	ルーヒン類同上
八五五	塗料の販売価格の統制額指 定	八五五	塗料の販売価格の統制額指 定
八五四	ゴム底及びブラタックス製衛生 タツタの販売価格の統制額指 定	八五四	ゴム底及びブラタックス製衛生 タツタの販売価格の統制額指 定
八八六	DDT製剤の販売価格の統制 額指定中改正	八八六	DDT製剤の販売価格の統制 額指定中改正
八八七	医薬品(輸入キノリン)の販売 価格の統制額指定	八八七	医薬品(輸入キノリン)の販売 価格の統制額指定
八〇〇	絹織物の販売価格の統制額指 定中改正	八〇〇	絹織物の販売価格の統制額指 定中改正
八〇一	災害防具の販売価格の統制額 指定中改正	八〇一	災害防具の販売価格の統制額 指定中改正
八〇三	原糸の染色等加工料金の統制 額指定中改正	八〇三	原糸の染色等加工料金の統制 額指定中改正
八〇四	工業用ワレット糸及び手編用 ワレット糸の販売価格の統制 額指定	八〇四	工業用ワレット糸及び手編用 ワレット糸の販売価格の統制 額指定
八〇五	特殊染料系同上	八〇五	特殊染料系同上
八〇六	絹織物の染色等加工料金の統 制額指定中改正	八〇六	絹織物の染色等加工料金の統 制額指定中改正
八〇七	手織物の販売価格の統制額指 定中改正	八〇七	手織物の販売価格の統制額指 定中改正
八一一	野生シヤ織物の販売価格の統 制額指定	八一一	野生シヤ織物の販売価格の統 制額指定
八二二	被毛糸及び紡毛糸の紡績加工 費の統制額指定	八二二	被毛糸及び紡毛糸の紡績加工 費の統制額指定
八二四	巻筒製製造用綿製エントレ ドの統制額販売価格の統制額 指定	八二四	巻筒製製造用綿製エントレ ドの統制額販売価格の統制額 指定
八二六	漁業用以外のマニラロープ及 び大織等の販売価格の統制 額指定中改正	八二六	漁業用以外のマニラロープ及 び大織等の販売価格の統制 額指定中改正
八二七	昭和二十四年度産麦及び馬鈴 薯供出報奨用絹織物同上	八二七	昭和二十四年度産麦及び馬鈴 薯供出報奨用絹織物同上
八二八	放出綿メリヤスシヤツ同上	八二八	放出綿メリヤスシヤツ同上
八二九	綿織物同上	八二九	綿織物同上
八三〇	ステープルフアイバー織物同 上	八三〇	ステープルフアイバー織物同 上
八三一	人造絹織糸同上	八三一	人造絹織糸同上
八三二	十五万ヤード口放出毛織 物中、紡毛織物の販売価格の 統制額指定	八三二	十五万ヤード口放出毛織 物中、紡毛織物の販売価格の 統制額指定
八三三	足袋底用帆布の補張加工料金 の統制額指定	八三三	足袋底用帆布の補張加工料金 の統制額指定
八三四	人造絹織糸の捲加工賃の統制 額指定中改正	八三四	人造絹織糸の捲加工賃の統制 額指定中改正
八三八	塗染布等除出品品に使用される 織織品を販売又は委託加工す る場合の統制額の適用に關す る件	八三八	塗染布等除出品品に使用される 織織品を販売又は委託加工す る場合の統制額の適用に關す る件
八三九	輸出不適合国内転用作業上下 販の販売価格の統制額指定	八三九	輸出不適合国内転用作業上下 販の販売価格の統制額指定
八四一	更紗織物の販売価格の統制額 指定中改正	八四一	更紗織物の販売価格の統制額 指定中改正
八四二	麻織物同上	八四二	麻織物同上
八四三	麻織物同上	八四三	麻織物同上
八四四	更紗織物同上	八四四	更紗織物同上
八四五	絹織物同上	八四五	絹織物同上
八四八	絹糸の販売価格の統制額指 定	八四八	絹糸の販売価格の統制額指 定
八四九	絹糸の販売価格の統制額指 定	八四九	絹糸の販売価格の統制額指 定
八五二	副産羊毛屑及び副産毛糸屑同 上	八五二	副産羊毛屑及び副産毛糸屑同 上
八五八	落綿の販売価格の統制額指 定中改正	八五八	落綿の販売価格の統制額指 定中改正
八五九	織造雑品同上	八五九	織造雑品同上
八六〇	足袋同上	八六〇	足袋同上
八六一	表生地に絹織物その他絹糸に よる製品を原材料として使用 した足袋同上	八六一	表生地に絹織物その他絹糸に よる製品を原材料として使用 した足袋同上

八六二	同衣料製品同上	一
八六三	手編糸同上	二
八六四	メリヤス生地及び同製品同上	二
八六五	メリヤス生地及び同製品の加工賃の統制額指定中改正	二
八六八	メリヤス生地及び同製品の販売価格の統制額指定中改正	二
八六九	特別放出経織物同上	一
八七〇	織物出品規格によるステールファイバー織物同上	一
八七一	米軍拂下げ中古衣類の販売価格の統制額指定	三
八八八	棉糸の販売価格の統制額指定中改正	三
八八九	同上	三
八九三	衣料製品同上	三
八九四	手織物同上	三
八九五	同上	三
八九六	国内転用放出経織機織品の販売価格の統制額指定	三
八九七	手編糸の販売価格の統制額指定中改正	三
八九八	工業用絨の販売価格の統制額指定	三
(価格査定)		
八〇八	価格査定委員会規程中改正	一
八〇九	寒天類の価格査定を受けるべき物品として指定する等廃止	一
八一九	価格査定を受けるべき物品及び価格査定をなす者指定(農機具)	三
八四〇	価格査定を受けるべき物品及び価格査定をなす者指定中改正(手織物)	三
(その他)		
七九四	昭和二十二年六月十日物価庁告示第百八十三号中改正	一